

令和 6 年度 事業報告

令和 6 年度は、講習受講者や説明会等の会合への参加者にもマスク着用への協力を呼びかける等で感染防止対策を継続しながら、基本的には計画通りに各種事業を推進しました。

特に、事業の大部分を占める講習事業では、多くが法令で義務付けられた業務上必要な資格取得機会であることから、申込者が少ない場合でも、計画通り実施することを基本に運営しました。

一方で、受講者の減少を見込んで計画していた一部の講習では、受講申込が予想を上回ったことから、受講ニーズに的確に応えるよう、追加講習を実施して対応しました。

また、法令が求める資格者の選任義務、教育義務に対応する受講ニーズに応えられるよう化学物質管理者や保護具着用管理責任者、マスクフィットテスト実施者等の各種講習や、法改正直後の集中的な需要に対応するよう関係行政機関から要請があったテールゲートリフターの操作業務特別教育を通年開催として、必要回数を実施しました。

受講者数は多くの科目で減少しており、とりわけ特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者や石綿作業主任者の技能講習、フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務特別教育では、法令改正から時間の経過を受けて受講特需が収束することにより受講者数は大きく減少しました。

以上の結果、令和 6 年度の講習回数は 260 回、受講者数は 11,177 人となり、令和 5 年度の 267 回、12,223 人に比べて、回数で 7 回（▲2.6%）、受講者数で 1,046 人（▲8.6%）減少しました。

構造的な少子高齢化の進展に伴って長期的には受講者が減少しており、必要な各種事業の運営を安定的に継続するための収支改善対策として、前年度に引き続き事務処理の効率化を図りつつ、収益事業として、講習で使用する測定器等の機材を用いて、マスクフィットテストの測定サービスも通年で実施しました。また、利用者の利便性やサービス向上の観点から、研修施設の学科講習会場と実技講習会場の間の屋外の移動動線に屋根を設置する等の施設改善を実施しました。

愛媛県内の経済情勢、雇用情勢は、不安定な世界情勢や円安傾向の影響もあって先行きは不透明な中、令和 6 年は愛媛第 14 次労働災害防止推進計画（14 次防）の 2 年目でした。愛媛県下の休業 4 日以上労働災害は 1,567 人と前年より 1.1%増加しましたが、高年齢労働者の割合が半数を占め、転倒災害や腰痛災害等の行動災害が災害原因の多くを占める傾向が継続しています。

また、構造的な人手不足に対して、生産性向上への取り組みが必要になる中、働き方改革として長時間労働や過重労働をなくし、働く人すべてが安心して働くことができるよう多様で柔軟な働き方への転換が求められています。

このような情勢の中、労働災害防止、健康保持増進、働き方改革などの労働行政の各種施策を周知・啓発する機会として「愛媛産業安全衛生大会」や「全国安全週間・労働衛生週間実施要綱説明会」等の各種行事も参集型で実施しました。

また第三次産業における行動災害の増加を受けて、14 次防の重点対策である小売業、社会福祉施設での転倒災害防止、腰痛予防対策を主眼にした「危険体感教育無料体験セミナー」を県内各地で開催し、行動災害防止に向けた周知啓発に努めました。

以下に、定款に掲げる公益目的事業、収益事業の実施状況等を報告します。

【定款に掲げる公益目的事業】

- 1 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令及び労働基準行政施策等に係る機関紙広報、キャンペーン・説明会等の実施による普及啓発の事業（周知啓発事業）
- 2 職場における産業安全、労働衛生、労務管理に係る法令遵守・水準向上のための研修会・セミナーの開催及び相談助言等による活動の促進・育成の事業（法令水準保持向上促進事業）
- 3 労働安全衛生法及び関係法令、指針、通達等に定める職場における資格就労・就業制限制度に係る技能講習及び安全衛生教育並びに教育訓練による資格付与・人材育成の事業（労働安全衛生教育講習事業）
- 4 関係官庁及び関係団体との連携に基づいて行う職場における産業安全・労働衛生の意識高揚のための産業安全衛生大会の参画・開催及び表彰・顕彰の事業
- 5 この法人の目的に沿った内容の国及び関係団体からの受託事業（受託事業）
- 6 この法人の目的に沿った内容の施設・設備・機器の貸与の事業（施設等貸与事業）

I 定款に定める事業の具体的実施事項

（公益目的事業）

1 労働基準行政施策等の周知啓発事業

（1）関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」及びホームページにより、関係法令及び愛媛労働局の各種行政施策、防災団体からの情報や当協会の講習実施計画等について情報提供しました。

機関紙は、毎月 2,700 部発行し、約 2,200 部を会員事業場や定期購読者に送付するほか、行政機関や関係団体へ配付し、協会の窓口へも備え付けました。

（2）労働災害防止キャンペーン

厚生労働省や中央労働災害防止協会（以下「中災防」）が主唱する全国安全週間、全国労働衛生週間等の労働災害防止キャンペーンを推進しました。

各キャンペーンでは、その趣旨や目的、スローガン、取組期間や実施事項等について、機関紙やホームページに掲載して周知するとともに、各取組期間を中心に、中災防が販売するポスター、各種標識や安全衛生関連グッズを斡旋し、事業場における「見える化」の推進を支援しました。

① 全国安全週間（第 97 回）キャンペーン

趣旨目的 : 安全意識の高揚、安全維持活動の定着

取組期間 : 7 月 1 日～7 日（準備期間：6 月）

スローガン：「危険に気づくあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

② 全国労働衛生週間（第 75 回）キャンペーン

趣旨目的 : 労働衛生意識の高揚、自主的活動推進による労働者の健康確保

取組期間 : 10 月 1 日～7 日（準備期間：9 月）

スローガン： 「推してます みんなの笑顔 健康職場」

③ 年末年始無災害運動（第 54 回）のキャンペーン

趣旨概要： ゼロ災害意識の高揚

取組期間： 12 月 1 日～1 月 15 日

スローガン： 「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

④安全衛生教育促進運動のキャンペーン

趣旨概要： 安全衛生教育の実施促進

取組期間： 12 月 1 日～4 月 30 日

運動標語： 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

（３） 集団説明会の開催

例年 6 月に各支部の主催で開催し、労働基準行政の集団指導の場でもある全国安全週間実施要綱説明会、同じく 9 月に開催する全国労働衛生週間実施要綱説明会は、令和 6 年度も愛媛労働局及び県内各労働基準監督署の協力を得て、参集型で開催しました。

なお、【表 1】により全国安全週間について、【表 2】により全国労働衛生週間について、近年の実施要綱説明会の開催状況と参加者数について示します。

① 全国安全週間実施要綱説明会

【表 1】直近 6 年間（コロナ禍前後）の開催状況と参加者数の推移

年 度	R 元	R2	R 3	R 4	R 5	R 6
協会全体	1,092	中止 (資料配布)	中止 (Web 開催)	392 (人数制限)	594	604

② 全国衛生週間実施要綱説明会

【表 2】直近 6 年間（コロナ禍前後）の開催状況と参加者数の推移

年 度	R 元	R2	R 3	R 4	R 5	R 6
協会全体	980	中止 (資料配布)	中止 (Web 開催)	375 (人数制限)	470	540

（４） 無料体験セミナーの実施

労働基準行政の重点施策である小売業、社会福祉施設の行動災害防止に向けて、同業種の管理者等を対象に、転倒災害防止、腰痛予防対策に関する従業員への安全教育の一手法として「危険体感教育」を提案し、実施機運を高め、定期的、継続的な実施へとつなげていただくために無料体験セミナーを県内各地で 14 回開催し、延べ 124 名が参加しました。

参加者アンケートではほとんどの方が「満足」し、「参考になった」と回答していました。

2 法令水準保持向上促進事業

(1) 専門部会活動等の推進

協会本部・支部の専門部会等による企画により、化学工業災害防止、食料品製造業災害の防止、リスクアセスメントの定着、優良事業場見学、各種セミナー・研修会等のうち一部はウェブ開催としましたが、基本的には計画通り実施しました。

(2) 法令遵守・水準向上の促進

定期健康診断の取次ぎを通年にわたり実施し、計 350 事業場に医療機関による定期健康診断を斡旋して、法令遵守に取り組みました。

(3) 相談助言の実施

相談助言活動では、例年、電話や窓口での相談に加えて、愛媛産業安全衛生大会の会場内に相談コーナーを設置して、安全衛生に関する相談に対応しました。令和 6 年度は同大会の会場内の相談コーナーでは 4 件、通年にわたって本部・支部の事務所において 134 件、合計 138 件の相談に対応しました。そのうち 128 件は、中災防から受託した「中小規模事業場安全衛生相談事業」の対象となる安衛関係の相談事案でした。

【表 3】最近の相談取扱件数の推移

年 度	R2	R 3	R 4	R 5	R 6
件 数	228	246	222	205	138

3 労働安全衛生教育講習事業

講習事業では、感染防止対策を講じながら、受講定員を抑制することなく、申込が少ない場合でも基本的には計画通りに実施する方針で対応し、受講ニーズの高まりには追加講習等で機動的に対応して講習を実施しました。

改正法令施行から時間経過に伴い、特需収束が進み、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育では令和 5 年度の 27 回 1,274 人から、25 回、1,086 人へと、188 人減少、特定化学物質等作業主任者技能講習では、同 11 回、1,003 人から 11 回、935 人へと 68 人減少しました。

同様に、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習では、令和 5 年度の 18 回、1,053 人から 16 回、881 人へと 172 人減少、石綿作業主任者技能講習では 13 回、1,187 人から、9 回、698 人へと 489 人も減少しました。

一方、法令改正への対応から、令和 5 度 11 月頃から新たに開始した化学物質管理者専門的講習（2 日）、化学物質管理者講習（1 日）、保護具着用管理責任者研修、マスクフィットテスト実施者養成研修及びテールゲートリフター操作業務特別教育については通年で開催しましたが、化学物質管理者講習（1 日）、保護具着用管理責任者研修以外は前年を下回りました。

その結果、講習全体では、実施回数は令和 5 年度の 267 回から 260 回と 7 回（2.6%）減少し、受講者数は同 12,223 人から 11,177 人へと 1,046 人（8.6%）減少しました。

(1) 登録講習等

「法定登録教習機関」として国の付託を受け、関係行政機関の指導のもと、作業主任者技能講習等について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表4】に示す技能講習9科目（鉛作業主任者技能講習は3年毎の開催で、令和6年度は未開催）で計75回（令和5年度は81回、6回減）実施し、受講者4,349人（同5,067人、718人減）に対し、修了者4,243人では合格率97.6%（同97.1%）の有資格者を輩出しました。

【表4】技能講習実施状況

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		回 数	受講者数	合格率 (前年比)	回 数	受講者数	合格率 (前年比)
作 業 主任者	酸欠等	18	1,053	97.7%	16	881	99.3%
	特化物等	11	1,003	96.1%	11	935	97.6%
	石綿	13	1,187	99.2%	9	698	99.7%
	有機溶剤	9	770	95.5%	9	786	93.3%
	乾燥設備	1	96	100.0%	1	96	99.0%
	プレス	1	35	97.1%	1	34	100.0%
	鉛	0	0	—	0	0	—
就 業 制 限	ガス溶接	15	495	93.7%	15	501	96.6%
	高所作業車	5	100	100.0%	5	108	100.0%
	玉掛け	8	328	99.5%	8	310	98.4%
技 能 講 習 計		81	5,067	▲ 361	75	4,349	▲ 718

また、「法定養成講習機関」としても国の付託を受け、関係行政機関の指導のもと、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表5】に示す養成講習2科目において、計9回（令和5年度も9回）実施し、受講者243人（同217人、17人増）の有資格者を輩出しました。

【表5】養成講習実施状況

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
養成講習	安衛推進者	7	165	▲ 20	7	188	23
	衛生推進者	2	52	▲ 5	2	46	▲ 6
養成講習計		9	217	▲ 25	9	234	17

(2) 事業者代位講習

労働安全衛生教育団体として、本来は事業者には法定実施義務がある特別教育、職長教育等を、

自らでは実施が困難な中小規模の事業者や事業場外資源の活用を図る大規模事業者等の付託を受け、事業者に代わって行う「事業者代位講習」を、受講ニーズに応じて適正に実施しました。

その結果、【表 6】に示す本部担当講習 9 科目、【表 7】に示す支部担当講習 24 科目、合計 33 科目において、本部担当で 38 回（令和 5 年度は 38 回で同数）、支部担当で 131 回（同 133 回、2 回減）、合計 169 回（同 171 回、2 回減）実施し、それぞれ 1,990 人（同 1,917 人、73 人増）、4,304 人（同 4,768 人、464 人減）、合計 6,294 人（同 6,685 人、391 人減）の受講者に対して、就労上の資格を付与しました。

【表 6】事業者代位講習実施状況（本部担当）

区 分	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
代位講習 (本部担当)	職長・安責	18	788	139	16	739	▲ 49
	職長能力向上	2	40	▲ 1	2	56	16
	安管選任時	4	245	17	4	293	48
	衛管能力向上	1	9	▲ 6	1	11	2
	情報機器	0	0	0	1	5	5
	化学物質2日	4	161	161	2	66	▲ 95
	化学物質1日	3	275	275	4	310	35
	保護具着用	4	351	351	6	479	128
	フィットテスト	2	48	48	2	31	▲ 17
代位講習（本部担当）計		38	1,917	984	38	1,990	73

【表 7】事業者代位講習実施状況（支部担当）

区 分	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
代位講習 (支部担当)	テールゲート	10	509	509	10	269	▲ 240
	研削砥石	10	340	81	9	281	▲ 59
	アーク溶接	17	471	▲ 7	14	411	▲ 60
	低圧電気	7	256	▲ 4	9	266	10
	電気自動車	2	88	21	2	60	▲ 28
特別教育 準特別教育 安衛教育	高所作業車	2	66	21	1	42	▲ 24
	クレーン	15	685	10	16	569	▲ 116
	足場組立	10	214	▲ 3	10	246	32
	酸欠作業	2	26	▲ 15	2	19	▲ 7
	粉じん作業	5	102	35	5	116	14
	石綿取扱作業	6	143	100	5	43	▲ 100

代位講習 (支部担当)	巻上げ機	4	72	▲ 4	2	50	▲ 22
	ロープ高所	1	10	10	1	10	0
	揚貨装置	1	28	2	2	80	52
	産業ロボット	1	53	18	1	42	▲ 11
	フルハーネス	27	1,274	▲ 146	25	1,086	▲ 188
	KYT(リーダー)	6	192	18	9	307	115
	KYT(短縮 4 R)	0	0	0	2	162	162
	熱中症	0	0	▲ 14	0	0	0
	有機溶剤	1	40	▲ 6	1	51	11
	玉掛け作業	1	104	▲ 4	1	107	3
	刈払い機	2	48	10	3	60	12
	振動工具	0	0	0	0	0	0
	携帯丸のこ	1	17	17	0	0	▲ 17
	プレス・シャー	2	30	▲ 18	1	27	▲ 3
代位講習（支部担当）計		133	4,768	546	131	4,304	▲ 464

(3) 自主的な講習

「自主的な講習」では、愛媛地区出張特別試験に向けて【表 8】に示す第一種衛生管理者、第二種衛生管理者の受験（資格取得）を支援するための受験準備講習や、管理的立場の方に労働関係法令の概要や職場のメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策などの総合的な知識や、部下に指示・伝達するコミュニケーションスキル等を習得するための管理監督者研修、労働災害を疑似体験することで危険感受性を高め、行動改革につなげるための危険体感研修など 5 科目を準備し、計 7 回（令和 5 年度は 6 回、1 回増）、受講者 300 人（同 254 人、46 人増）に対して実施しました。

【表 8】自主的講習実施状況

区 分	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
自主講習	衛管 1 受験準備	2	156	▲ 61	2	172	16
	衛管 2 受験準備	1	21	▲ 6	1	35	14
	管理監督者	0	0	0	1	28	28
	挟まれ体験	2	41	▲ 13	2	35	▲ 6
	危険体感研修	1	36	5	1	30	▲ 6
自主講習計		6	254	▲ 75	7	300	46

(4) 講習全体

【表 9】講習全体の実施状況

区 分（種類）	令和 5 年度			令和 6 年度		
	回 数	受講者数	前年比	回 数	受講者数	前年比
技 能 講 習 計	81	5,067	▲ 361	75	4,349	▲ 718
養 成 講 習 計	9	217	▲ 25	9	234	17
代位講習（本部担当）計	38	1,917	984	38	1,990	73
代位講習（支部担当）計	133	4,768	546	131	4,304	▲ 464
自 主 講 習 計	6	254	▲ 75	7	300	46
講 習 等 総 計	267	12,223	1,069	260	11,177	▲ 1,046

4 産業安全衛生大会の参画・開催、表彰・顕彰の事業

（1）愛媛産業安全衛生大会の開催

愛媛産業安全衛生大会は、愛媛県内の労働災害防止関係団体で構成する愛媛労働災害防止団体協議会での協議により 10 月 4 日に松山市総合コミュニティセンターで開催することとし、感染防止対策を講じながらも参加者数を抑制することなく実施し、400 人が参加しました。

（2）愛媛労働災害防止団体協議会長表彰

例年、関係団体からの推薦に基づき、安全衛生分野に関して顕著な功績があった団体 6 社、個人 7 名に対して優良賞や功績賞を授与し、上記大会において表彰しました。

5 関係団体からの受託事業等

（1）中災防関係

中災防の「地域安全衛生活動広報事業」を受託して、機関誌やホームページにより広報啓発に協力するとともに、引き続き「中小規模事業場安全衛生相談事業」を受託して、本部・支部において安全衛生に関する相談に対応しました。（上記 2 「法令水準保持向上促進事業」の項に関連記載）

（2）全基連関係

（公社）全国労働基準関係団体連合会（全基連）が主催する「外国人技能実習制度関係者養成講習」では事務局として開催に協力し、関係法令部門を担当する講師を派遣して支援する等で、3 コースで養成講習を実施しました。

また、「個別労働紛争解決研修事業」の研修・セミナーの開催を周知・広報し、利用を勧奨しました。

（収益事業等）

（1）図書用品等販売

中災防が取り扱う労働災害防止のためのポスターや各種標識、知識図書類や実務用品類について、各種キャンペーン期間を中心に各支部で斡旋販売に取り組みました。

(2) 講習施設及び関連機器等の貸与

- ① 中災防、全基連、労働調査会が主催して実施する出張講習に対して、研修室やA V機器を提供（貸与）し、受託事業の事務処理においては本部事務所の使用にも協力しました。

講習やセミナー等で関係団体に講習会場を貸与した実績は、中災防が3日間、全基連が3日間、労働調査会が3日間で、合計9日間でした。

また、(公財)労災保険情報センターの連絡員事務所として事務室の一部を提供しました。

- ② 令和6年度の松山地区の講習室の利用状況は、協会での講習利用が145日間（本部105日間、松山支部40日間）、有償での貸与は11日間、講習以外の説明会、部内会議、総会・専門部会等での利用は11日間で、利用日の合計は167日間であり、営業日239日を100%とした稼働率は69.9%（令和5年度は69.6%）でした。

- ③ 令和6年2月から開始したマスクフィットテスト用の測定器をオペレーター付きで貸与する測定サービスを通年で実施し、出張測定では8社、110人（令和5年度は2社、42人）、集合測定では8社、44人（同2社、15人）、合計で16社、154人（同4社、57人）の利用がありました。

(3) 全基連が行う災害共済等事業に、令和5年度に引き続いて参加しました。

II 会員数の動向

令和6年度初の会員数は2,018事業場でしたが、年度末には1,992事業場となり、1年間で26事業場減少しました。【表10】

【表10】支部別にみた令和6年度の会員数の動向

区 分	松山	新居浜	今治	八幡浜	宇和島	四国中央	協会合計
年度初	430	583	251	264	158	332	2,018
年度末	423	578	247	260	158	326	1,992
増▲減	▲7	▲5	▲4	▲4	0	▲6	▲26

III 新型コロナウイルス等感染防止対策

新型コロナウイルス感染症は第5類に移行し、マスクの着用も任意とされましたが、当協会の講習会では多人数が同一室内に集まり、一定の時間を過ごすため、感染防止対策は必要であるとの判断から、講習時は、職員・講師は引き続き不織布マスクの着用を必須とし、受講者にも感染防止のために不織布マスク着用（任意）への協力を呼びかけました。

また、休憩時間には窓を開けて換気に取り組み、本部研修室には空気清浄機も設置しています。